

西宮市生涯学習の振興に向けた公民館使用事業の募集及び使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民館を有効活用し、市民の生涯学習の振興に寄与することを目的に、民間企業、非営利法人その他の団体又は個人が、公民館を使用して実施する催しや講座など（以下「事業」という。）の企画を募集し、当該事業のための使用を許可するために必要な事項を定める。

(募集を行う企画事業)

第2条 法人等が実施する文化事業又は社会教育活動（イベント、演奏会、演劇会、講演会、講座等）で、本市の生涯学習の振興に特に大きな効果があると認められるもの。

(事業の内容及び実施主体等)

第3条 事業の内容及び実施主体は、次のうちいずれかに該当すること。

- (1) 企業の社会貢献活動（CSR）として行う文化事業又は社会教育活動
- (2) 社団法人、財団法人、NPO法人など非営利の法人及びこれらに準ずる団体又は個人が行う文化事業、社会貢献活動

2 前項の実施主体は、同種事業に活動実績を有し、責任ある事業運営が可能と認められること。また、講師等については、個人の経歴などに照らし、必要な知識・技能を有していると認められること。

(使用条件)

第4条 使用条件は次のとおりとする。

- (1) 使用場所、日時及び使用区分は、市が特に認める場合を除き、前年度年間平均稼働率45%以下の使用区分から、地域学習推進課が指定する。

なお、公民館数は1月あたり1箇所とし、使用日数及び区分数は、1月あたり2日以内かつ6区分以内とする。ただし、前年度若しくは前期に企画実施した公民館は除く。

- (2) 使用者は、公民館使用料、講師謝金及び材料費等に充てるため、次に定める額を限度に月会費又は受講料（以下「受講料等」という。）を受講者から徴収することができる。

ア 通常の講義又は実習 1回あたり1000円

イ 演奏会又は演劇会などの大規模な催し 1回あたり2000円

ウ 材料費及び教材費 実費

- (3) 使用者は、前号に定める受講料等を徴収するときは、社会教育施設を使用する活動であることに鑑み、可能な限り安価に設定すること。

- (4) 販売・勧誘など営利を主たる目的とする活動、宗教活動、その他公民館の利用として不適当と認められる使用は禁止する。

- (5) 使用者は、あらかじめ品目などについて地域学習推進課の許可を得たものに限り、展示品又は事業目的に関連する物品を販売することができる。ただし、物品などを販売したときは、使用后2週間以内に販売実績報告書を地域学習推進課に提出しなければならない。

- (6) 広報活動に当たっては、チラシなどに「公民館活用促進プロジェクト」の文言を入れることとする。

(募集手続)

第5条 地域学習推進課は、第2条から第4条の条件を満たす事業の企画を、市政ニュースその他の媒体を通じて募集する。

- 2 前項の募集への応募は、別紙応募用紙に企画書、活動・指導実績報告書、収支計算書（受講料等を徴収する場合に限る。）のほか、地域学習推進課が必要と認める資料を添えて、地域学習推進課へ提出することとする。

(応募された企画の取扱い)

第6条 地域学習推進課は、応募があった企画の内容について、使用許可できる内容かどうかを審査し、その結果に応募者に通知する。

- 2 前項の審査は、書類審査及び面接により行うものとする。
- 3 第1項の通知を受けた応募者は、地域学習推進課と、使用する公民館、日時及び場所などの使用条件について協議を行い、協議が整ったものに限り、当該公民館の使用許可申請を行うこととする。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年1月31日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日より実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より実施する。
- 2 改正後の第4条の規定は平成28年9月1日以後の使用に係る区分数について適用し、同日前の使用に係る区分数については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年11月25日より実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和6年11月25日より実施する。